

丹総発第2-15号
令和7年2月14日

丹波山村代表監査委員
坂 本 五 一 様

丹波山村長 木 下 喜 人



令和4年度決算監査に伴う勧告書に基づく措置について

令和7年1月17日付け丹監委第1-2号で提出された令和4年度決算監査に伴う勧告書における指摘事項に基づき、別紙「指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

指摘事項の措置状況報告書

文 書 名	丹監委第10－1号 令和5年10月5日 令和4年度決算監査に伴う勧告書
指摘事項1	同一職員（当時の総務課職員）による昨年度と同様の非違行為は、極めて悪質であり、村長が行った懲戒処分を愚弄すると同時に、村の信頼・信用を著しく失墜するものである。このため、処分の加重を視野に入れ、厳正に対処すべきである。
措置等の内容	・処 分 日：令和5年10月30日付 ・処分内容：停職2週間 上司を嚴重注意 ・「丹波山村職員接遇向上マニュアル(令和5年5月)」「丹波山村職員コンプライアンス実践行動計画(令和5年6月)」「丹波山村職員研修基本方針(令和5年8月)」「丹波山村職員人材育成基本方針(令和5年8月改定)」「丹波山村職員不祥事防止のための行動指針(令和5年11月)」を使用した研修を個別に実施。再発防止に向け引き続き徹底します。また、副村長による事務内容のチェックを行い、意識改革と資質向上に取り組んでいます。
指摘事項2	当時の住民生活課職員による公金の取扱いが不適切であり、丹波山村職員の懲戒処分に関する指針に基づき、厳正な処分を行うよう求める。
措置等の内容	・処 分 日：令和4年10月1日付 ・処分内容：減給10分の1(2箇月)上司を嚴重注意 ・「丹波山村職員接遇向上マニュアル(令和5年5月)」「丹波山村職員コンプライアンス実践行動計画(令和5年6月)」「丹波山村職員研修基本方針(令和5年8月)」「丹波山村職員人材育成基本方針(令和5年8月改定)」「丹波山村職員不祥事防止のための行動指針(令和5年11月)」を使用した研修を個別に実施。その後、退職。

指摘事項 3	職員を管理監督する立場である特別職及び所属長にあつては、地方公務員法に則り厳正に処分しなければならない事案であるにもかかわらず、約3か月間にわたり対応しなかったこともその責務を果たさなかったと言わざるを得ず、村民からの信頼を失墜する行為であり、何らかの処分を求めるものである。
措置等の内容	・職員による公金・公物処理不適正などの不祥事が認められた場合、丹波山村職員懲戒分限等審査委員会の審査により、嚴重注意や訓告処分等の処分がされています。今後は、現状少ない課内職員の状況ではありますがチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の遂行及び再発防止に努めてまいります。
指摘事項 4	再発防止策が未だ提出されていないこと事態、問題意識が欠如しており、早急に策定し、提出することを求める。
措置等の内容	・現在は、現金取り扱いマニュアルに基づき、調定決議書を作成し、ダブルチェックを行い、金庫に納める作業を行っている。なお職員には、「丹波山村職員接遇向上マニュアル(令和5年5月)」「丹波山村職員コンプライアンス実践行動計画(令和5年6月)」「丹波山村職員研修基本方針(令和5年8月)」「丹波山村職員人材育成基本方針(令和5年8月改定)」「丹波山村職員不祥事防止のための行動指針(令和5年11月)」を作成しており、繰り返し研修を行い、再発防止に向け徹底してまいります。

文 書 名	丹監委第11-1号 令和5年11月17日 決算監査報告書内容について（回答）
指摘事項1	七ツ石小屋は、指定管理契約ではなく、委託契約であり、宿泊代（使用料）を手数料と名目を変えて支出していることは不適切であり、同契約書別紙に規定されている「宿泊代は、甲に毎月分納入後、同額を手数料として甲が乙に翌月15日（管理料と同時）に支払う。」とした根拠の説明を求めます。
措置等の内容	根拠資料がありません。なお、甲乙で契約を交わした契約書に従って事務作業を行っていましたが、令和5年11月17日付け丹監委第11-1号の中に「受託者が委託金額では管理受託できないのであれば、契約条項第2項の委託金額を見直すか、指定管理制度を活用し契約すべきです。」との指摘もあり、指定管理者制度の検討をおこなった結果、七ツ石小屋は、令和6年度から指定管理者制度に移行し、現在は協定書に従った内容で処理を行っています。

文 書 名	丹監委第11-2号 令和5年11月28日 令和4年度決算監査に伴う勧告書
指摘事項1	村長からの監査委員会に対する質問状の内容と質問した主旨
措置等の内容	令和5年10月11日付けで丹波山村代表監査委員坂本五一殿あての「決算監査報告書内容についての質問状」のとおりである。 質問した主旨は、「令和5年度決算における決算審査結果」9ページの指摘事項にある、令和4年度と同様の処理について、令和5年11月17日付け丹監委第11-1号の回答の中の「不適切な経理処理」であると指摘されたことに対し、甲（丹波山村）と乙（七ツ石小屋管理人）が協議して決めた契約書に従い事務処理を行っていること。また、決算審査特別委員会審査報告書の中の「商工費」には、契約

	内容のとおり事業執行している、との文言で報告されている。ただし、契約方法等を含め改善の余地がある部分については見直しを望む、との文言があることも事実である。
指摘事項 2	村長に対する監査委員会の回答書の内容をどのように捉えたのか
措置等の内容	令和5年11月17日付け丹監委第11-1号の中に「受託者が委託金額では管理受託できないのであれば、契約条項第2項の委託金額を見直すか、指定管理制度を活用し契約すべきです。」との指摘もあったことから、本格的に指定管理者制度に向け検討する後押しとなった。令和6年1月10日から募集を行っている。
指摘事項 3	同契約書別紙に規定されている「宿泊代は、甲に毎月分納入後、同額を手数料として甲が乙に翌月15日（管理料と同時）に支払う。」とした根拠を示すこと
指摘等の内容	根拠資料はありませんが、宿泊代(手数料)を委託金額(管理料)とともに管理者に納めることで、支出漏れのない適切な事務処理がおこなわれていた。
指摘事項 4	使用料を全額受託者に支払うこととした決裁文書（起案文書）を提示すること
指摘等の内容	起案文書が見当たらないため、提示することができない。